港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第八条関係）

| 港の名称 | 航路の区域 | | 特定条件 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| 伏木富山 | （略） | （略） | （略） |
| | 国分航路 | 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面<br>一　国分西防波堤灯台（北緯三十六度四十八分十八秒東経百三十七度三分二十四秒） | |
| | | 二～六　（略） | |
| （略） | | | |

別表第四（第二十条の二関係）

| 港の名称 | 水路 | 信号所の位置 | 信号の方法 | | 信号の意味 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 昼間 | 夜間 | |
| 苦小牧 | 苦小牧水路（中央南ふ頭西岸壁西端から三百五十三度に陸岸まで引いた線以西の第一区及び第二区） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | | | | | |
| 京浜 | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| | 鶴見航路、京浜運河及び川崎航路 | （略） | （略） | （略） | （略） |
| | | 塩浜信号所（北緯三十五度三十分三十四秒東経百三十九度四十五分十四秒） | （略） | （略） | （略） |
| | | 京浜運河第三区（B線、千鳥町南西端から二百四十二度に陸 | | | |

改正前

別表第二（第八条関係）

| 港の名称 | 航路の区域 | | 特定条件 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| 伏木富山 | （略） | （略） | （略） |
| | 国分航路 | 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面<br>一　国分西防波堤灯台（北緯三十六度四十八分十九秒東経百三十七度三分二十四秒） | |
| | | 二～六　（略） | |
| （略） | | | |

別表第四（第二十条の二関係）

| 港の名称 | 水路 | 信号所の位置 | 信号の方法 | | 信号の意味 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 昼間 | 夜間 | |
| 苦小牧 | 苦小牧水路（中央北ふ頭一号東岸壁東端から中央南ふ頭西岸壁西端まで引いた線以西の第一区及び第二区） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | | | | | |
| 京浜 | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| | 鶴見航路、京浜運河及び川崎航路 | （略） | （略） | （略） | （略） |
| | | 塩浜信号所（北緯三十五度三十分三十五秒東経百三十九度四十五分十二秒） | （略） | （略） | （略） |
| | | 京浜運河第三区（B線、千鳥町南西端から二百四十二度に陸 | | | |